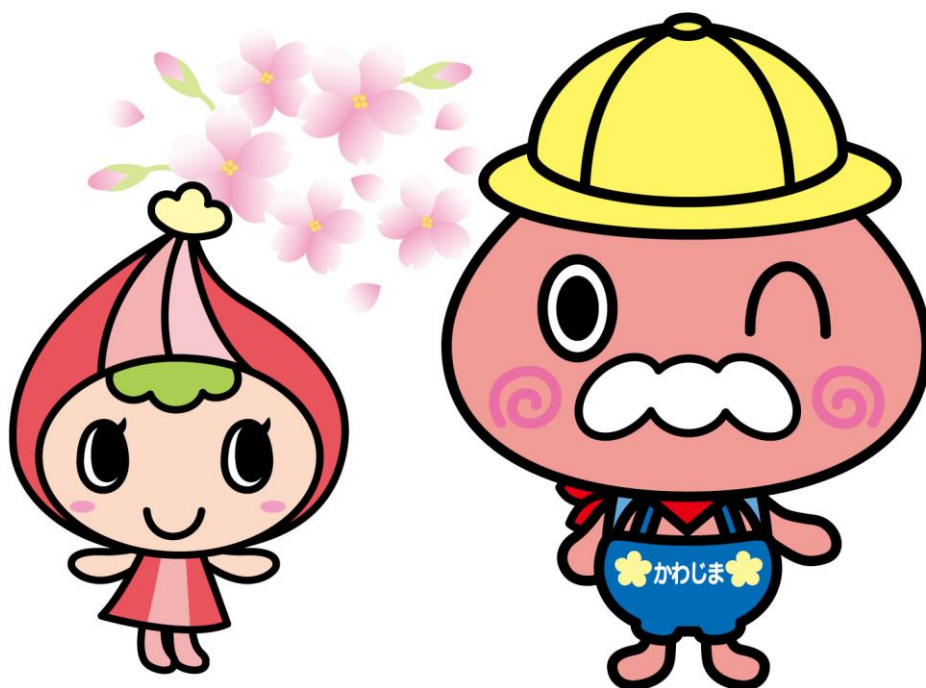


令和6年度 保育園等入園のご案内

(保育施設・事業の利用案内)



川島町マスコットキャラクター

「かわみん」と「かわべえ」

問合せ

川島町子育て支援課

〒350-0192

川島町大字下八ツ林 870 番地1

☎049-299-1765(直通)、FAX049-297-6087

～もくじ～

教育・保育施設について	1 ページ
保育の必要性の認定	
1 認定とは？	3 ページ
2 保育必要量	3 ページ
3 保育の必要性の認定（2号・3号認定）の 基準	4 ページ
4 保育年齢について	5 ページ
5 延長保育について	6 ページ
保育施設の入所手続き	
1 入園申請の流れ（2号・3号認定）	7 ページ
2 町外の保育施設への申込み・町外からの申 込み	8 ページ
3 申込みに必要な書類	9 ページ
4 申込み時の注意事項	10 ページ
5 利用調整について	11 ページ
入園決定後・入園後の各種手続きについて	
1 世帯の状況に変更があった場合	13 ページ
2 保護者が退職した場合	13 ページ
3 入園後に妊娠・出産し、育児休業を取得す る場合	14 ページ
4 施設を退園する場合	14 ページ
利用者負担額（保育料）・主食費・副食費について	
1 利用者負担額（保育料）について	15 ページ
2 主食費・副食費について	17 ページ
3 利用者負担額の変更について	18 ページ
4 多子世帯の負担軽減について	19 ページ
5 保育料等の納付について	19 ページ
よくあるお問合せ～Q&A～	20 ページ
町内保育施設の紹介	22 ページ
一時保育のご案内	25 ページ

教 育 ・ 保 育 施 設 に つ い て

保育園

就労等により保育が必要なお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園

保育を必要とするお子さんをお預かりする「保育園部分」と、教育を行う「幼稚園部分」の両方の役割を持つ施設です。どちらの部分を利用するかによって、申込方法や保育時間が異なります。

※2号・3号認定（保育園部分を利用する場合）は、川島町へ申込みが必要です。

※1号認定（幼稚園部分を利用する場合）は、各認定こども園へ直接の申込みとなります。

地域型保育事業（事業所内保育以外）

主に0～3歳未満の低年齢児を対象とした、少人数で行う保育事業です。
対象となる保育施設は以下の通りです。

・『家庭的保育（保育ママ）』

保育者の居宅等において家庭的な雰囲気の中で、0～5歳の保育を必要とするお子さんを預かる施設で、利用定員が5人以下（実際の受入状況は保育室により異なります）で、保育する事業。各保育室へ直接の申込みとなります。

・『小規模保育』

利用定員が6～19人以下できめ細やかな保育を行う事業。川島町へ申込みが必要です。

・『居宅訪問型保育』

保育を必要とする子どもの居宅において保育を行う事業。各保育室へ直接の申込みとなります。

幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う学校です。



町内の保育施設

種類	施設名	所在地	電話番号	開所時間		受入開始 時期	
				平日	土曜		
公立	保育園	けやき保育園	下八ツ林 866	049-297 -2550	7:30 ~19:00	7:30 ~13:30	生後 8か月~
		さくら保育園	上伊草 2000-1	049-299 -3906	7:30 ~19:00	けやき保育園 で実施	生後 8か月~
私立	認定こども園	とねがわ 幼稚園	中山 1733-2	049-297 -3000	保育園部分		生後 8か月~
					7:30 ~19:00	7:30 ~18:30	
					教育部分		
					10:00 ~14:00	/	満3歳~
民間	地域型 保育事業所	あすか川島 保育園	中山 1347-1	049-236 -3150	7:30 ~18:30	8:00 ~18:00	生後 8か月~ 2歳



保育の必要性の認定

① 認定とは？

保育施設の利用を希望する場合には、町に「教育・保育給付認定申請書」を提出して、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。認定区分と主な利用先は以下の通りです。

対象年齢	認定区分			利用施設
満3歳以上	教育を希望する場合	◇1号認定 (教育標準時間認定)	教育標準時間	・幼稚園 ・認定子ども園 (教育部分)
	保育を必要とする場合	◆2号認定 (保育認定)	保育標準時間 (保育短時間)	・保育園 ・認定子ども園 (保育部分)
満3歳未満	保育を必要とする場合	◆3号認定 (保育認定)		・保育園 ・認定子ども園 (保育部分) ・地域型保育施設

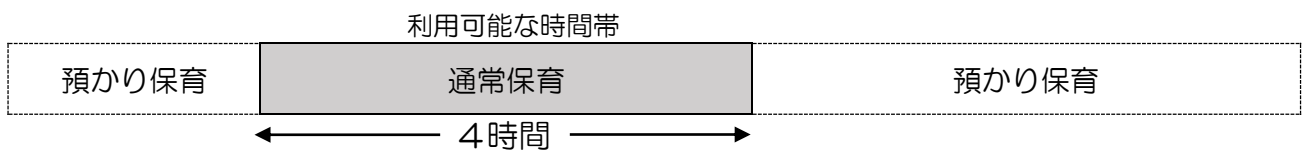
② 保育必要量

保育認定を行うと同時に保育必要量の認定を行います。保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」があります。保育必要量は、保護者が保育を必要とする事由や就労時間により認定します。

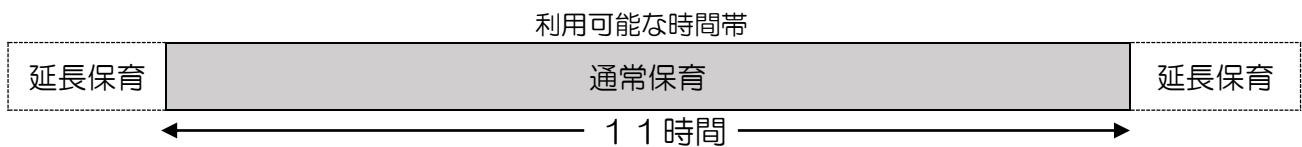
川島町では、「保育標準時間」を基本として認定を行います。「保育短時間」での認定を希望される場合は、子育て支援課へご連絡をお願いいたします。（「保育標準時間」と「保育短時間」では月の保育料の金額が異なります。）

保育必要量	就労等の時間数目安	利用可能な保育時間
保育標準時間	月に120時間以上	一日に最大11時間
保育短時間	月に64時間以上120時間未満	一日に最大8時間

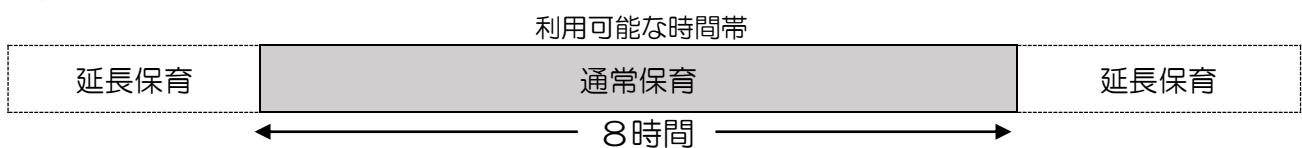
<教育標準時間>



<保育標準時間>



<保育短時間>



※決定された保育料で利用できるのは、その保育必要量に応じて決められた利用時間内で認定された保育必要量の最大の時間の範囲内になります。

※利用時間以外の時間を利用する場合、または1日の最大利用時間を超えて利用する場合は延長保育（有料）となります。延長保育を利用する場合は、延長保育利用申請が必要です。

③ 保育の必要性の認定（2号・3号認定）の基準



保育園で保育する必要があると認められるには、児童の保護者及び同居する64歳以下の親族等のいずれもが次に示す事由に該当する必要があります。

※認定については、毎年現況確認のための書類提出を行う必要があります。

保育の必要な事由		認定期間
就労	月64時間以上就労することを状態とすること (※入園できる最低条件です)	就労している期間、または下記まで 2号：満3歳から就学前まで 3号：満3歳になるまで
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと	出産（予定日）の属する月の2か月前から、出産（予定日）から8週間後の日が属する月の末日までの期間
疾病・障害	肉体的・精神的に疾病・障害を有していること	治療に要する期間
介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護していること	介護・看護に要する期間
災害復旧	火災や風水害、地震などで、住居等の復旧に当たっていること	災害復旧に要する期間
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること	(新規) 入園月の翌々月末 (継続) 退職した日から1か月後の末日
就学・職業訓練	卒業後の就労を前提とした学校に通学していること (職業訓練校を含む)	在学している期間
育児休業	育児休業取得中に、すでに保育を利用する子どもがいて、継続利用が必要と認められること	必要と認められる期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	必要と認められる期間
その他	町長が認める上記に類する状態にあること	必要と認められる期間

※内職は、保育時間内に労働しなければならないという制約がないため保育時間内の労働とは認められません。ただし、『障がい』、『看護』、『介護』等によりやむを得ず内職になってしまう場合には子育て支援課へご相談ください。

※同居（同敷地内にお住まい）の親族その他の者が、その児童を家庭で保育することが可能と認められる場合は、利用の優先度が下がる場合があります。



④ 保育年齢について

1～5歳児については、令和6年4月1日時点での年齢によりその年度のクラスが決まります。（※年度途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。）

<令和6年度～クラス年齢早見表～>

クラス	生年月日
0歳児	令和5年4月2日生～
1歳児	令和4年4月2日生～ 令和5年4月1日生
2歳児	令和3年4月2日生～ 令和4年4月1日生
3歳児	令和2年4月2日生～ 令和3年4月1日生
4歳児	平成31年4月2日生～ 令和2年4月1日生
5歳児	平成30年4月2日生～ 平成31年4月1日生

<0歳児クラスに入園できる月（令和6年度）>

入園できる月	4月入園	5月入園	6月入園	7月入園	8月入園	9月入園
生まれた日	R5年 8月1日まで	R5年 9月1日まで	R5年 10月1日まで	R5年 11月1日まで	R5年 12月1日まで	R6年 1月1日まで
入園できる月	10月入園	11月入園	12月入園	R6年 1月入園	R6年 2月入園	R6年 3月入園
生まれた日	R6年 2月1日まで	R6年 3月1日まで	R6年 4月1日まで	R6年 5月1日まで	R6年 6月1日まで	R6年 7月1日まで

※入所月の初日に上記の月齢に達していることが条件になります



⑤ 延長保育について

保護者のやむを得ない事情により、延長保育が必要な場合は別途申請が必要です。
また、利用施設により対象となる時間や延長保育料が異なりますので、詳細は各施設に直接お問い合わせください。

町立保育園

保護者のやむを得ない事情により、午前7時30分から午前8時30分まで、又は午後5時以降も保育が必要な場合は、延長保育の利用申請が必要です。以下の書類をそろえてから保育園に提出してください。

※無料の延長保育を使う場合にも書類提出が必要になります。

利用希望のかたはお早めに園へ
ご相談ください。



申請書類

- ①延長保育利用申請書
- ②両親及び同居の祖父母の（延長保育用）就労証明書

保育時間

	7:30	8:30	17:00	18:30	19:00
平日	延長保育 (無料)	通常保育		延長保育 (無料)	延長保育 (有料)
	7:30	8:30	12:00	13:30	
土曜	延長保育 (無料)	通常保育		延長保育 (無料)	※土曜保育は園にて別途申請が必要です。

延長保育料 延長保育（有料）の金額について

※午後6時30分から午後7時までの30分は有料になります。

月額・・・2,000円（同月内で、11日を越える利用の場合）

日額・・・150円（同月内で、10日以内の利用の場合）

※0歳児クラスは延長保育および土曜保育は利用できません。

※土曜保育の半日保育から一日保育への変更及び0歳児クラスの延長保育の利用については、体制が整い次第、実施を検討しています。


保育施設の入所手続き

① 入園申請の流れ（2号・3号認定）

入園希望月	令和6年4月入園		令和6年5月 ～令和7年3月入園
受付場所	子育て支援課（窓口）		子育て支援課（窓口）
申込期間	一次	令和5年11月1日（水） ～11月20日（月） ※土・日曜・祝祭日は受付できません。	希望月の前月の 10日締め切り ※10日が土・日曜・祝祭日の場合は、その前日の平日を締切日とします。
	二次	定員の空き状況により実施する場合があります。	

- ★入所決定は先着順ではありません。
- ★書類不備があった場合、申請は受け付けられません。提出前に必ずご確認ください。
- ★郵送の場合は、上記受付期間に子育て支援課へ必着が条件です。

認定審査 利用調整	<p>提出された書類により、保育の必要性について認定審査をします。 認定を受けたお子さんの中で保育の必要性が高いお子さんから順に利用調整（P.11～12 参照）を行い、入園決定します。</p> <p>※認定を受けた方には「教育・保育給付認定書」を利用調整結果と併せて送付します。</p>
--------------	---

面接	<p>川島町立保育園に新規入園申請を提出された方は第1希望の保育園で親子面接を行います。 ※面接をした保育園に入園できるとは限りません。</p> <p>町立保育園：令和5年12月9日（土） ※詳細については12月に通知します。</p>	<p>5月以降の入園申請の面接については、個別に行います。</p> 
----	--	---

結果通知	<p>4月入園が決定した場合</p> <p>2月中旬頃に「入所承諾通知書」を送付します。 （入園に伴い、子育て支援課及び保育施設に提出が必要な書類がある場合は通知しますので、期限までにご提出ください。）</p> <p>入園できない場合</p> <p>2月中旬頃に「入所不承諾通知書」を発送します。</p>	<p>5月以降の入園が決定した場合</p> <p>入園希望月の前月下旬に「入所承諾通知書」を送付します。</p> <p>入園できない場合</p> <p>入所希望月の前月下旬に「入所不承諾通知書」を発送します。※申し込んだ当月に限る。</p>
------	--	--

- ★結果については郵送で通知します。（電話での回答は出来ません）
- ★入園が保留（待機）となった場合は、翌月以降、当該年度中に限り継続して選考の対象となります。また、翌月以降については入園可能な場合のみ通知します。（再面接をする場合があります。）翌月以降も「入所不承諾通知書」が必要な場合は、お申し出ください。

入園 説明会	<p>入園決定した保育施設で、入園の際必要な手続きなどについて説明会を行います。</p> <p>※保育園で使用するものが、各保育施設で多少異なりますので、説明会に参加後、準備してください。</p>
-------------------	--

<p>親子面接の日程により、面接と同時に進行場合があります。</p>

★入園説明会は下記を予定しています。町立保育園の詳細につきましては通知にてお知らせします。

町立さくら保育園 2月下旬(予定)
町立けやき保育園

他の保育施設につきましては各施設にお問合せください。

入園	<p>入園当初、お子さんが保育施設に慣れるまでは、「ならし保育」として通常より短い保育時間となります。「ならし保育」は目安として1~2週間ですが、お子さんの年齢や状況により異なります。</p>
-----------	--

※申請を取り下げる場合は「保育施設利用申込取下げ書」の提出が必要です。

② 町外の保育施設への申込み・町外からの申込み

《 川島町民の方が町外の保育施設を希望する場合 》

受付場所	川島町役場子育て支援課
受付期間	希望する保育施設所在地の市区町村の <u>受付期間締切日一週間前まで（厳守）</u>
申込書類	次ページの必要書類一式（川島町）
添付書類	希望する保育施設所在地の市区町村の指定する書類

★希望する市区町村によって締切日や必要書類が異なる場合がありますので、申込みの前に必ず希望する保育施設所在地の保育担当課へご確認ください。

★転出予定の方は、転出先に直接提出する場合がありますので、転出先市区町村の保育担当課へお問い合わせください。

《 町外の方が川島町の保育施設を希望する場合 》

受付場所	住民票のある市町村の保育担当課
受付期間	町内の方と同じです ※必着（厳守）
申請書類	①住民票のある市区町村の申請書類一式 ②川島町様式「利用申込に関する重要事項確認票（同意書）」
備考	町内に在勤が条件になります

③ 申込みに必要な書類

①～④までの書類は全員提出です。
記入漏れや不足書類が無いように、ご
確認ください。不備がある場合は、受
付できないことがあります。



<全員が提出する書類>

1	教育・保育給付認定（現況届）申請書 兼 保育施設利用申込書
2	家庭状況等調査票
3	保育を必要とする事由の証明書

※保護者それぞれ1種類以上の提出が必須

（★）は町の様式を使用してください。

保育が必要な事由	添付する証明書等
就労している場合 （就労が内定している場合）	<p>就労証明書（★）</p> <p>※3か月以内に発行されたもの ※令和6年4月1日時点で64歳以下の同居または同敷地内に住んでいる祖父母等がいる場合は、提出する必要があります。</p> <p>（・祖父母の同居・別居の判断は実態に沿った家庭状況で判断します。 <u>住民票上は世帯分離となっても、同一住所にお住まいの場合には、同居扱いになります。</u> ・同一住所内であっても家計が別生計で別棟にお住まいの場合や玄関、水まわりが別の2世帯住宅にお住まいの場合については別居扱いになります。（別途添付書類が必要となりますので、事前にご相談下さい。）</p>
病気の場合	<p>医師の診断書（事前にご相談ください）</p> <p>※1か月以内に発行されたもの ※家庭での保育をできない旨の記載があるもの。または障害者手帳の写し</p>
病人等を看護している場合	<p>医師の診断書</p> <p>※心身に障がいのある家族を看護している場合は、その家族の障害者手帳の写し</p>
災害の復旧の場合	罹災証明書
出産予定の場合	母子健康手帳の写し
通学の場合	在学証明書、入学決定通知書
求職の場合	求職活動状況等申告書（★）
その他	保育が必要であることを証明する書類

4	利用申込に関する重要事項確認票（同意書）
---	----------------------

<該当者のみ提出が必要な書類>

該当事例	必要書類
自営業の方 (新規のみ) 自営業・在宅勤務・内職・農業・ 及び親族経営の会社に勤務	<ul style="list-style-type: none"> 就労状況申告書 客観的に事業を行っていることが分かる書類の写し 【例】個人事業の開業届、営業許可証、確定申告書、又は源泉徴収票、会社の登記簿謄本等
離婚調停中の場合	<ul style="list-style-type: none"> 離婚調停中であることを証する書類
町内に転入予定の方	<ul style="list-style-type: none"> 転入に関する誓約書 川島町内の転入先を証明する書類のコピー ※1 同居誓約書 ※2 ※1 保護者の名と住所・転入の日付が記載されている建物の売買契約書・アパートの賃貸借契約書等 ※2 親族等と同居する場合は、住宅所有者に同居誓約書を記入してもらう必要があります。 ●入園希望月の前月末日までに転入できなかった場合は、入園が取消となります。

④ 申込み時の注意事項

申込み後に申請の内容に変更が生じた場合（就職先や就労時間の変更、育児休業期間の変更、妊娠や家族構成の変更、転居等）は、速やかに子育て支援課へ届け出てください。

1 育休明け・産休明けで申込み

育児休業中に申込みをして入園が決定した場合、入所決定月内で育児休業を終了し復職することが入園の条件となります。復職後、復職したことを証明する書類（復職済み日が記載された就労証明書）を提出してください。（入園決定月の翌月20日までに提出）

【例】4月1日入園の場合、育児休業を4月30日までに終了し、5月1日に職場復帰すること。

2 求職活動での申込み

求職活動を理由として入園した場合、入園月の翌々月の10日（休日の場合は前日）までに就労証明書を提出しないと入園月の翌々月の末日で退園となります。

【例】4月1日入園の場合→6月10日までに就労証明書を提出する。就労できない場合は、6月30日で退園となります。

3 妊娠・出産での申込み

妊娠・出産を理由として入園した場合、出産（予定日）の属する月の2か月前から、出産（予定日）から8週間後の日が属する月の末日までの利用が可能です。

4 その他

- 希望した保育園のみ入園審査を行います。
- 申込みの内容が事実と異なる場合、入園承諾を取り消す場合があります。
- 育児休業の延長（不承諾通知）を希望している場合は、利用調整で「-20点」の減点となりますが、入所を希望した保育施設に空きがある場合は入所となります。

⑤ 利用調整について

利用調整は、保育の必要性の認定を受けたかたを、「保育利用調整基準」に基づいて行います。「基本点数表」で保育の必要な状況を点数化し、さらに「調整指数表」により加点、減点をし、基本点数と調整指数の合計点数により優先順位を決定します。同一点数の場合は「優先順位表」により順位を決定します。なお、状況によってはご希望に添えない場合があります。

川島町保育施設利用調整基準

(1) 基本点数と(2) 調整指数の合計を利用調整指数とし、指数の高い順に利用の調整を行います。利用調整指数が同点の場合は(3) 優先順位により入園者を決定します。

(1) 基本点数表

(令和5年9月27日から適用)

事由	父母(※1)が保育できない理由・状況	点数	父	母
1 家庭外 保育	月20日以上、1日8時間以上の就労が常態(※2)	20		
	月20日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	18		
	月20日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	16		
	月16日以上、1日8時間以上の就労が常態	18		
	月16日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	16		
	月16日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	14		
	月64時間以上の就労が常態	12		
2 家庭内 保育	月20日以上、1日8時間以上の就労が常態	18		
	月20日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	16		
	月20日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	14		
	月16日以上、1日8時間以上の就労が常態	16		
	月16日以上、1日6時間以上8時間未満の就労が常態	14		
	月16日以上、1日4時間以上6時間未満の就労が常態	12		
	月64時間以上の就労が常態	10		
3 求職中	月20日以上、1日8時間以上の就労に内定	10		
	月20日以上、1日6時間以上8時間未満の就労に内定	9		
	月20日以上、1日4時間以上6時間未満の就労に内定	8		
	月16日以上、1日8時間以上の就労に内定	9		
	月16日以上、1日6時間以上8時間未満の就労に内定	8		
	月16日以上、1日4時間以上6時間未満の就労に内定	7		
	求職中(就労先未定)	2		
4 出産	出産(予定)日の属する月の2か月前から、出産(予定)日から8週間後の日の属する月の月末まで	20		
5 疾病	疾病などにより6か月以上入院・常時病臥・感染症	20		
	疾病などにより保育が困難	16		
	疾病などにより保育に支障	12		
6 障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A、A	20		
	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B、	18		
	上記以外で障害認定を受けていて、保育が困難な場合	12		
7 介護 看護	週5日以上、30時間以上の介護又は看護	20		
	週5日以上、20時間以上の介護又は看護	16		
	週4日以上、16時間以上の介護又は看護	14		
	上記以外で特に介護が必要と認められた場合	12		
8 災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたってしている場合	20		
9 就学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校等にすでに就学	10		
	就職に必要な技能習得のために職業訓練校等に就学が内定	6		
10	DV・児童虐待対象児童又は支援が必要な児童	(※3)		

その他	ひとり親家庭	20		
-----	--------	----	--	--

- 備考 ①父母それぞれの基本点数を合わせたものを、利用申込児童の基本点数とする。
 ②父母が1～10の複数の事由に該当する場合は、一番基本点数が高いものを採用する。
 (※1) 父母がいない場合は、その他の保護者。
 (※2) 就労時間とは、休憩時間を含むものとする。不規則勤務等で、就労日数、時間が表に該当しない場合は、シフト表等の提出をする。
 (※3) 当該児童・世帯の状況に応じ、別途判断する。

(2) 調整指数表

(令和5年9月27日から適用)

状況	内容	備考	指数	父	母
就労状況	引き続き3年以上就労している場合		2		
	引き続き1年以上3年未満就労している場合		1		
	保育園保育時間外の労働が常態		-3		
	雇用主が保護者の配偶者又は三親等内の親族で、かつ保護者が扶養控除、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となっている場合		-5		
	雇用主が保護者の配偶者又は三親等内の親族で、かつ保護者が専従者控除の対象となっている場合		-2		
世帯の状況	同居の親族(20～65歳未満)に預けることが可能		-5	(※1)	
	父母のどちらかが単身赴任		3		
	保護者が身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、Aの交付を受けている場合	基本指数が障害の場合を除く	5		
	保護者が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B以下の交付を受けている場合	基本指数が障害の場合を除く	3		
	同居の家族内に身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていて週3日以上介護している場合	基本指数が障害の場合を除く	2		
	別居の家族内に身体障害者手帳3級以上、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていて週3日以上介護している場合	基本指数が障害の場合を除く	1		
	通信制の学校等に就学(予定)している場合		-3		
	生活保護世帯の場合		2		
きょうだいの状況	双子が同時に申込み場合(3つ子以上は1人1点加算)		3		
	すでにきょうだいが在園している場合		4		
	きょうだいが幼稚園に在園している場合	預かり保育を利用している場合を除く	-2		
	在園していた児童が、その児童以外の児童の育児休業のため保育園を退園し、復職時に再申込をする際、育児休業の対象だった児童の申込みも同時にする場合		4		
保育料	保育料を3か月以上滞納している場合		-5		
その他	証明書等必要な書類の提出がない場合		-1		
	育児休業の延長を希望する場合		-20		
	特に保育が必要と認められる場合		(※2)		

- (※1) 以下は世帯に加算する。
 (※2) 認められる場合は別途調整指数を設ける。

(3) 優先順位表

(平成27年4月1日から適用)

順位	内容
1	両親不存在、ひとり親世帯
2	同一保育園にきょうだいがすでに在園している場合
3	認可外保育施設等に入所していた場合
4	基本点数表の事由 ①～⑩の順位 (①災害②就労(家庭外)③就労(家庭内)④疾病⑤障がい⑥介護・看護⑦就学⑧出産⑨求職中)
5	保育協力者(祖父母、おじ、おば等)が①関東地方外②県外③町外 に在住

入園決定後・入園後の各種手続きについて

保育施設は、保護者等の労働等により保育を必要とするお子さんをお預かりする施設です。以下の事由が発生した場合、書類の提出をお願いします。

また、在園中に保育が必要な事由に該当がなくなった場合は退園となりますのでご注意ください。

① 世帯の状況に変更があった場合

該当事由	必要書類
子ども・保護者の氏名、住所、電話番号に変更があった場合	「教育・保育給付認定変更申請書」 (町外への転出を伴い、転出後も同保育園の利用を希望する場合は、転出する前にお問い合わせください。)
保護者の勤務に変更があった場合	「教育・保育給付認定変更申請書」 「就労証明書」
世帯構成に変更があった場合	「教育・保育給付認定変更申請書」 ※婚姻などに伴い新たに保護者となった方については、労働等によりお子さんが保育を必要とする証明書類(個人課税証明書・就労証明書など)が追加で必要になります。また、利用者負担額の変更を伴う場合もあります。
保育を必要とする事由に変更があった場合	「教育・保育給付認定変更申請書」 ※変更した内容が確認できる書類を併せて提出してください。また、すでに認定を受けている場合、認定の内容が変更になる場合があります。
利用者負担額に関する事項について変更があったとき	「教育・保育給付認定変更申請書」 ※個人課税証明書等、変更がわかる書類を併せて提出してください。

※その他、変更がありましたら子育て支援課までお問い合わせください。

② 保護者が退職した場合

保護者が退職した場合は、その月の末日で退園となります。引き続き保育施設の利用を希望する場合は、次の手続きが必要です。

- ①退職前に子育て支援課へ連絡してください。
- ②退職後1か月以内に就労をしていただく必要があります。新しい就労先が決まり次第、**就労証明書を速やかに提出してください。**
期限内に就労し、就労証明書を速やかに提出した場合は、新しい入園事由に基づく継続入園が可能です。

退職前の連絡を怠った場合や、当該期間内にお子さまの保育を必要とする証明書(教育・保育給付認定変更申請書等)を提出されない場合は、退園となります。

③ 入園後に妊娠・出産し、育児休業を取得する場合

入園後に妊娠・出産をして育児休暇を取得する場合は、「産前・産後休暇取得証明書」および育児休業期間が明記された「就労証明書」を提出する必要があります。在園中の上のお子さんは、ご家庭で保育できない状態ではなくなりますが、届け出をした場合に限り、原則として育児休業対象児童が1歳の誕生日に達する日の属する年度末まで上のお子さんの継続入園を認めています。次年度4月以降につきましては、育児休業から復職し保育要件を満たしていただく必要があります。

(育児休業期間は就労先によりそれぞれ異なりますので、就労先にご確認ください)

また、翌年度4月に上の子どもが5歳児クラスとなる場合に限り、就学前まで継続利用を認めています。

※育児休業が終了する時点で、育児休業対象児童が保育施設に入園できなかった場合は、その年度末まで在園中の上のお子さんの継続入園を認めています。

※育児休業中の新規入園はできません。

④ 施設を退園する場合

<施設を退園する場合>

保育施設を退園される場合は、原則として退所希望月の10日までに保育施設退所届を提出してください。保育施設の退園は希望する月の末日付となり、その月の分まで利用者負担額をお支払いいただきます。

※保育施設を退園する場合、教育・保育給付認定証は、返還していただきます。(入園時に入所承諾通知書と一緒に発行しています。)

<保育園を利用中に町外へ転出する場合>

保育園利用中に町外へ転出をする場合、転出日が属する月までは、川島町がお子さんの入所を決定しますが、翌月以降は転出先の市町村がお子さんの入園を決定します。

そのため、当該保育施設へ引き続き入園を希望する場合であっても、次の手続きが必要です。

- ① 川島町へ「保育施設退所届」を提出し、併せて「教育・保育給付認定証」を返還してください。
- ② 転出の手続き後、直ちに川島町子育て支援課へお越しください。
- ③ 転出先市町村の保育を担当する部署で、入園の申込をしてください。

※①から③の手続きは、転出日の属する月のうちに必ず行ってください。

※町外に転出された場合、引き続き入園できるかどうかの判断は、町外からの入園基準で行いますが、転出した当年度については、転出先市町村の保育施設受け入れ状況を考慮したうえで、引き続き入園を認めることがあります。



利用者負担額（保育料）・主食費・副食費について

① 利用者負担額（保育料）について 〇歳児～2歳児クラス

利用者負担額（保育料）は市町村民税額を基に算定され、父母の所得割額の合計額で利用者負担額（保育料）が決定されます。また利用者負担額（保育料）には主食費・副食費がすでに含まれています。

期間	保育料算定資料	転入された方
令和6年4月分～ 令和6年8月分保育料	令和5年度 市町村民税額	令和5年1月1日時点の住所、保護者の個人番号（マイナンバー）が必要になります。
令和6年9月分～ 令和7年3月分保育料	令和6年度 市町村民税額	令和6年1月1日時点の住所、保護者の個人番号（マイナンバー）が必要になります。

【 所得割額の確認について 】

①給与から町民税・県民税が天引きされている方

給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書に記載の所得割額

<table border="1"> <tr> <td style="width: 5%;">所得</td> <td>給与収入 新妻所得（所得金額調整控除後） その他の所得計</td> <td>主たる給与以外の の合算所得区分</td> <td>給与 等 農 業 不 利 配 当 子 給 與 時 所得 控 除 特 別 徴 収 税 額 の 決 定 ・ 変 更 通 知 書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総所得金額①</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	所得	給与収入 新妻所得（所得金額調整控除後） その他の所得計	主たる給与以外の の合算所得区分	給与 等 農 業 不 利 配 当 子 給 與 時 所得 控 除 特 別 徴 収 税 額 の 決 定 ・ 変 更 通 知 書		総所得金額①			<table border="1"> <tr> <td>課税所得</td> <td>山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引</td> </tr> <tr> <td>控除</td> <td>扶養親族該当区分 本人該当区分 老齢 特別優遇 その他 配 当 老 人 優 待 等</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td></td> </tr> </table>	課税所得	山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	控除	扶養親族該当区分 本人該当区分 老齢 特別優遇 その他 配 当 老 人 優 待 等	所得割額		<table border="1"> <tr> <td>町民税 県民税</td> <td>税額控除前所得割額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪</td> <td>6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分</td> </tr> <tr> <td>町民税 県民税</td> <td>引納付額⑥-⑩-⑪ 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更月</td> <td>月</td> </tr> </table>	町民税 県民税	税額控除前所得割額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪	6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分	町民税 県民税	引納付額⑥-⑩-⑪ 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫)		変更月		月
所得	給与収入 新妻所得（所得金額調整控除後） その他の所得計	主たる給与以外の の合算所得区分	給与 等 農 業 不 利 配 当 子 給 與 時 所得 控 除 特 別 徴 収 税 額 の 決 定 ・ 変 更 通 知 書																						
	総所得金額①																								
課税所得	山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引																								
控除	扶養親族該当区分 本人該当区分 老齢 特別優遇 その他 配 当 老 人 優 待 等																								
所得割額																									
町民税 県民税	税額控除前所得割額④ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪	6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分																							
町民税 県民税	引納付額⑥-⑩-⑪ 変更前税額⑫ 増減額(⑧-⑫)																								
変更月		月																							
<table border="1"> <tr> <td>雑損</td> <td>障・寡・ひ・勤 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎 計</td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(摘要)</td> <td>所得控除合計②</td> </tr> </table>		雑損	障・寡・ひ・勤 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎 計	医療費		社会保険料		小規模企業共済		生命保険料		地震保険料		(摘要)	所得控除合計②										
雑損	障・寡・ひ・勤 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎 計																								
医療費																									
社会保険料																									
小規模企業共済																									
生命保険料																									
地震保険料																									
(摘要)	所得控除合計②																								

②ご自身で町民税・県民税を納付している方

給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書に記載の所得割額

総合課税所得金額	営業等 農 業 利 子 配 当 (取 入) 所得(所得金額調整控除後) (取 入) 所 得 業 務 ・ 其 他 雑 業	雑 損 医 療 費 社会 保 険 料 ・ 小 規 模 企 業 共 済 生 命 保 険 料 地 震 保 険 料 所得 控 除 合 計	通知書番号	町 民 税		県 民 税
	総合課税所得金額	課税所得	税額控除前所得割	所得割額		所得割額
	総合課税所得金額	課税所得	調整控除	所得割額		所得割額
	総合課税所得金額	課税所得	配当控除	所得割額		所得割額
	総合課税所得金額	課税所得	寄附金税額控除	所得割額		所得割額
	総合課税所得金額	課税所得	特別徴収税額	所得割額		所得割額
	総合課税所得金額	課税所得	所得割額又は特別徴収税額	所得割額		所得割額
	総合課税所得金額	課税所得	所得割	所得割額		所得割額
	総合課税所得金額	課税所得	年 税 額	所得割額		所得割額
	総合課税所得金額	課税所得	減 免 額	所得割額		所得割額
	総合課税所得金額	課税所得	過 年 度 課 税 額	所得割額		所得割額
	総合課税所得金額	課税所得	給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 普通徴収の方法によって徴収する額の合計額 所得割控除不足配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	所得割額		所得割額

【 保育料徴収基準額表 】

(令和元年10月1日から適用)

階層区分	定義	保育料徴収金基準額 (月額)
		保育標準時間 (保育短時間)
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯等	0円
		(0円)
第2階層	第1階層を除き、市町村民税(特別区民税を含む。また、4月から8月までは前年度分。以下同じ。)の非課税世帯 (均等割額、所得割額とも非課税世帯)	0円
		(0円)
第3階層	所得割額(均等割額のみの世帯を含む) 48,600円未満	9,800円
		(9,600円)
第4階層	所得割額 48,600円以上 97,000円未満	18,000円
		(17,600円)
第5階層	所得割額 97,000円以上 169,000円未満	31,200円
		(30,600円)
第6階層	所得割額 169,000円以上 301,000円未満	42,500円
		(41,700円)
第7階層	所得割額 301,000円以上 397,000円未満	56,000円
		(55,000円)
第8階層	所得割額 397,000円以上	60,000円
		(59,000円)

保育料算定用の所得割額とは、次の計算式で算定します。

$$\boxed{\text{所得割額}} = \left(\boxed{\text{前年の所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} \right) \times \left(\boxed{\text{所得割の税率}} - \boxed{\text{調整控除額}} \right)$$

6%

- 父母の所得で第2階層と算定されても、同居する祖父母等に所得割額が課税されている場合は、所得割額が一番高額な方の額で階層を算定します。
- 児童の属する世帯が次のいずれかの世帯に該当する場合で、第3階層と認定された場合は、徴収基準額から1,000円を引いた額となります。
 - ① 母子父子家庭
 - ② 在宅障害者(児)のいる世帯
 - ③ 生活保護法に規定する要保護者に準ずる世帯と認められる場合

対象施設：保育園、認定こども園、地域型保育事業

※どの保育施設に入所しても共通です。

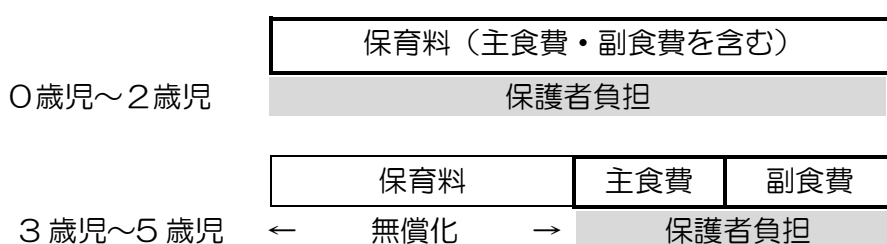
納付対象月：毎月1日時点で在籍している月（1日も通所していなくても、前月中に退園の手続きをしていないと、その月の分は納めていただくことになります。）

利用者負担額の納付先と納付方法：

- 〈納付先〉 ・ 保育園 → 市町村に納付
・ 認定こども園、地域型保育事業の場合 → 施設に直接納付
- 〈納付方法〉 ・ 保育園 → □座振替
・ 認定こども園、地域型保育事業の場合 → 施設によって異なります。

② 主食費・副食費について 3歳児～5歳児クラス

0歳児～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれますが、3歳児～5歳児クラスの場合、主食費及び副食費が保護者の実費負担となります。



1 主食費・副食費の補助について

町では、主食費を一律700円分補助しており、副食費については該当する条件により補助額が異なります。

【 町立保育園 】

- ・主食費については、全額町が負担しているため（町内在住者のみ）保護者負担はありません。
- ・町立保育園を利用希望の町外のかたの免除等につきましては、お住いの市町村にご確認ください。
- ・年収360万円未満相当世帯とは、保護者等算定者の町民税所得割57,700円未満の世帯またはひとり親家庭等については町民税所得割77,101円未満の世帯となります。

令和5年4月より

該当条件	主食費	副食費
① 年収360万円未満相当世帯または第3子以降の子ども	0円 (700円町負担)	0円
② 就学前の子どものうち第2子 保育認定：同一世帯で就学前の子どものうち第2子（2人とも在園していることが条件）		2,000円 (半額町負担)
③ 上記の①～②以外の場合		3,700円 (300円町負担)

【 町立保育園以外（町内の認定こども園、町外の保育施設） 】

主食費及び副食費額は各園により異なります。金額の詳細は直接園にお問い合わせください。

該当条件	主食費	副食費
① 年収360万円未満相当世帯または第3子以降の子ども	※園による (主食費のうち、 <u>700円分を町が負担します</u>)	0円
② 就学前の子どものうち第2子 保育認定：同一世帯で就学前の子どものうち第2子（2人とも在園していることが条件） 教育認定：同一世帯で小学校3年生以下の子どものうち第2子		※園による (副食費のうち、 <u>半額を町が負担します</u>)
③ 上記の①～②以外の場合		※園による (副食費のうち、 <u>300円分を町が負担します</u>)

2 町立保育園の給食について

町立保育園では、栄養士が作った献立に従い各保育園で調理した給食を提供しています。

- (1) 全園児完全給食です。（主食とおかずの提供を行います。）
- (2) おやつ提供は、次のとおりです。
0・1・2歳児は午前9時30分と午後3時の2回、3・4・5歳児は午後3時の1回。
- (3) 月に1、2回「お弁当の日」があります。

③ 利用者負担額の変更について

世帯の状況に変更があった場合、利用者負担額の階層変更にあてはまる場合がありますので、早急に子育て支援課までお申し出ください。

- ①保護者の結婚、離婚、死亡等により家族構成に変更があった場合
- ②修正申告等により市町村民税額に変更があった場合

※利用者負担額の階層変更はその事実が判明した翌月から対象になりますのでご承知ください。（その事実を届け出していなかった場合等は、事実のあった翌月に遡り、税額が変更になったという場合等は、年度当初に遡ります。）

※年度の途中で3号認定から2号認定になっても年度末まで保育料は変わりません。

④ 多子世帯の負担軽減について

●保育料

- ① 保護者の扶養している子どものうち第3子以降の子どもが保育園に在園している場合
【軽減額】 保育料…無料
副食費…無料
- ② 同一世帯のうち2人以上の子どもが保育施設・事業を利用している場合
【軽減額】 第2子（在園しているうちの2人目）
保育料…半額
副食費…半額
- ③ 年収360万円未満相当の世帯の場合
【軽減額】 第2子（きょうだいの年齢にかかわらず同一世帯のうち2人目）
保育料…半額（※ひとり親の場合 保育料…無料）
副食費…無料

★過去に2か月以上の保育料が滞納していないこと、世帯全員が、その他町税等の滞納がないことが必要です。

⑤ 町立保育園保育料等の納付について

保育料及び副食費（町立保育園のみ）は口座振替で納付していただきます。

毎月1日に在園していると、その月分の保育料をいただきます。登園していなくても前月までに退所届が提出されないと、保育料を納入していただくこととなりますのでご注意ください。

口座振替取扱金融機関（順不同）13行

- ・ 埼玉りそな銀行（本・支店）
- ・ 埼玉中央農業協同組合（本・支店）
- ・ 埼玉信用金庫（本・支店）
- ・ 足利銀行（本・支店）
- ・ 三井住友銀行（本・支店）
- ・ 東和銀行（本・支店）
- ・ みずほ銀行（本・支店）
- ・ 飯能信用金庫（本・支店）
- ・ 武蔵野銀行（本・支店）
- ・ ゆうちょ銀行（郵便局）
- ・ 中央労働金庫（本・支店）
- ・ 三菱UFJ銀行（本・支店）

※保育園に入園決定後、各金融機関にて口座振替のお手続きをしていただく必要があります。

※埼玉りそな銀行・埼玉信用金庫・埼玉中央農業協同組合・武蔵野銀行・ゆうちょ銀行については、川島町役場の窓口にて口座振替のお手続きができます。また、お手続きには各金融機関のキャッシュカードが必要になります。

※口座振替依頼書

- ・ ゆうちょ銀行以外 「川島町町税等口座振替依頼書」3枚複写
- ・ ゆうちょ銀行 「自動払込利用申込書」ゆうちょ銀行専用

※手続き期限は「入園月の前月末日まで」

（参考）川島町の小・中学校の学校給食費の引き落としは、埼玉信用金庫・埼玉中央農業協同組合・武蔵野銀行・ゆうちょ銀行の4行です。

詳細は入園説明会にてご案内いたします。

よくあるお問い合わせ ～Q&A～

Q1 幼保連携型認定子ども園とはどのような施設ですか？



A：幼保連携型認定子ども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設です。

幼稚園部分と保育園部分とそれぞれに園舎を持ち日中の保育について連携しながら行います。詳しくは、園に直接お問合せください。

Q2 認定子ども園への入園申込みはどうしたらよいですか？



A：認定子ども園の申込みについては、幼稚園部分と保育園部分でそれぞれ定員枠があり、申込み方法が異なります。

幼稚園部分（1号認定）は直接園に申込みいただきますが、保育園部分（2号・3号認定）については、他の保育施設同様に子育て支援課へ申込みください。

Q3 認定子ども園への入園を希望していますが、幼稚園部分と保育園部分のどちらも入園申込みは可能ですか？



A：併願は可能です。

併願で申込む場合は、両方の申込みが必要になります。認定の申請は2号認定での申請になります。利用調整（選考）の結果により、保育園部分での入園ができない場合は、1号認定へ認定変更が必要となります。

Q4 保育施設の入所は先着順で決定しますか？申込みすれば必ず入所できますか？



A：先着順ではありません。

受付期限までに申込みのあった方全員を選考します。
また、申込み人数が定員を超えた場合は選考となるため、入所できないこともあります。

Q5 空きのない保育施設も希望できますか？



A：希望することは可能です。

申込み時点で定員を超えている場合でも、キャンセルや退園者が出るなど空きが発生する場合があります。

Q6 求職中でも申込みはできますか？



A：申込みはできます。

ただし、入園月の翌々月の10日（休日の場合は前日）までに就労し、就労証明書を提出しないと入園月の翌々月の末日で退園となります。

【例】4月1日入園の場合→6月10日までに就労証明書を提出する。就労できない場合は、6月30日で退園となります。

Q7 育児休業中でも申込みはできますか？



A：新規申込みはできません。

ただし、育児休業を終了し、復職することを条件とする場合は申込みすることができます。

育児休業中に申し込みをして入園が決定した場合、入所決定月内で育児休業を終了し復職していただきます。復職後、復職したことを証明する書類（復職済み日が記載された就労証明書）を提出してください。（入園決定月の翌月20日までに提出）

【例】4月1日入園の場合→育児休業を4月30日までに終了し、5月1日に職場復帰すること。職場復帰できない場合は、5月31日で退園となります。

Q8 ならし保育はいつ行うのですか？



A：入園月の1日からです。

入園月の1日から約1週間～2週間（お子さんの年齢や状況に応じて対応）のならし保育が必要となります。入園前には行っていません。

Q9 第1子が保育施設に入所している途中で第2子を出産して育児休業を取得した場合、引き続き第1子は保育園に通うことができますか？



A：通うことができます。

ただし、第2子が満1歳に達する日の属する年度末までとなります。次年度4月以降につきましては、育児休業から復職し保育要件を満たしていただく必要があります。

また、翌年度4月に上の子どもが5歳児クラスとなる場合に限り、就学前まで継続利用を認めています。

（育児休業期間は就労先により異なりますので、就労先にご確認ください）

町内保育施設の紹介



川島町立保育園

～一人ひとりの成長に合わせた保育を～



町立保育園の取り組み

①発達を促す『リズム・リトミック遊び』

リズム・リトミックは全身で音楽を感じ、表現する教育法です。「リズム」「メロディ」「ハーモニー」これらを体で感じ、体で表現することで様々な能力を育てます。

②心身の成長を『体育指導』（外部講師）

3歳児以上の園児を対象に、運動能力を向上させ、見る、聞く、理解する能力を身につけさせ、積極性を引き出し、基礎体力作りを目指します。

③楽しく学ぶ『絵本・ワーク導入』

3歳児以上の園児を対象に、学ぶ楽しさに触れることを目的に学びの時間を設けます。絵本・ワークの学びにより見る力、考える力、集中力を身につけます。

④効果的な虫歯予防『全歯磨き・フッ化物洗口』

虫歯の最もしやすい幼児（4～5歳児）期に保育園で実施し、虫歯ゼロを目指します。

※保護者の同意許可書をいただいた園児にのみ実施



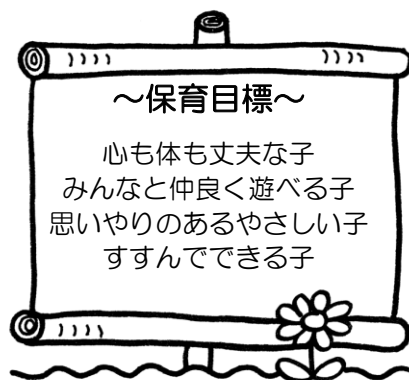
⑤外国人講師による『英語指導』（外部講師）

英語に慣れ親しむことを目的とし、4～5歳児を対象に、外国人講師による英語指導の時間を設けます。



⑥『ICTシステム導入』

アプリを活用し、欠席連絡、保護者連絡、登校履歴の確認等がスムーズにできます。



さくら保育園

〒350-0152

川島町大字上伊草 2000-1

☎049-299-3906



けやき保育園

〒350-0122

川島町大字下八ツ林 866

☎049-297-2550

学校法人利根川学園 認定こども園 とねがわ幼稚園

★とねがわ幼稚園は
令和6年4月より
認定こども園になります。



◆とねがわ幼稚園がめざす教育

- 子どもにとって、「登園が楽しい」と思える幼稚園です。
- 保護者にとって、安心して子どもを任せられる幼稚園です。
- 心と体をバランス良く鍛え、賢い子を育てる幼稚園です。



◆とねがわ幼稚園は『環境』で人を育てます

幼稚園の教室は、安心できて、居心地が良くて、自分の思いが叶う場所
全ての保育室は、園庭と繋がった伸びやかで、開放感あふれるつくり
苦手なことがあっても大丈夫。様々な個性をもつ子どもに配慮した保育を重視
大切にする一人一人の人格や人権、ジェンダーフリー
ワクワクする楽しいカリキュラム。大切にしている人との繋がり

世界を一つに結ぶ空まで続く、広い園庭

冬の朝、朝マラソンをする子どもの上を飛翔する白鳥の群れ
春、わんぱく山を散歩する子どもの足下にはクローバーやタンポポの緑や黄
夏、裸足の腕白がいっぱい。真っ青な芝生の上で水遊び、砂場のどろんこ遊び
秋、日だまりの中で続く会話。

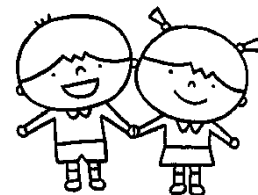
ここには、子どもたちがワクワクする毎日があります。

小学校のように、勉強の時間、休み時間なんて区切りはありません。
幼稚園の生活が、まるごと学びです。

この環境の中で、**心**を豊かにし、**体**を丈夫に育てます。

知的好奇心をくすぐる様々な工夫で、**頭**を鍛えます。

私たちは、そのお手伝い役。育つのは、子ども自身です。



◆とねがわ幼稚園の概要

- 対象年齢 生後8ヶ月～就学前までの乳幼児
※本園は幼稚園を母体としています。そのため、満3歳以上の子どもは、担任による4時間の教育があります。
- 利用定員 3号認定(0歳児:6名 1歳児:16名 2歳児:18名)
2号認定(3歳児:30名 4歳児:30名 5歳児:30名)
- 開園時間 月曜日から金曜日 7:30～18:30 延長(有料)～19:00
土曜日 7:30～18:30
※日曜、祝日、年末年始は休園となります。

◎見学、入園にあたっての相談は随時受けつけています。お気軽にお問い合わせください。



〒350-0165 埼玉県比企郡川島町中山1733-1
電話 049(297)3000
E-mail tonegawa-youchien@celery.ocn.ne.jp
HP <https://tonegawayoutien.jp/>





みどりの郷あすか あすか川島保育園

2017年6月に開園した、0歳児～2歳児 定員12名の事業所内認可保育園です。

温かい家庭的な雰囲気の中、保育を行っています。

※2歳児のお子さまは、誕生日を迎え3歳になっても年度末までお預かり出来ます。

あすか川島保育園7つの特長

①音楽指導(費用負担なし)

月に2回、音楽指導の先生が来園し、
楽しく音楽と触れ合っています。

②給食

給食費・副食費は保育料に含まれます。
管理栄養士監修の施設内で作った、
手作りの温かい給食です。

③園庭

芝生の園庭で、ゆったりと遊べます。

④土曜日・祝日も開園

土曜日・祝日にお仕事されるパパ・ママも安心！

開園時間：平日 7:30～18:30

土曜・祝日 8:00～18:00

※土曜・祝日保育について

8:00～13:00 ⇒ 無料

13:00～18:00

⇒ 1,000円/1回

※お仕事の方のみ利用可能

(事前に申請書の提出が必要となります。)

⑤埼玉県下初の複合型施設

介護付き有料老人ホーム・就労継続支援B型
作業所が併設。

お年寄りや障がい者との交流により、
お子さまの心が育ちます。

⑥医療連携

施設内に当施設の看護師が常駐。

園医：東松山在宅診療所・くぼた脳神経内科
クリニック・康寧会立川歯科と提携。

⑦卒園後

川島町と連携しており、町立保育園(2園)

へ入園することも可能です。

お問い合わせは
049-236-3150



あすか川島保育園
ホームページ

～さくら保育園～

一時保育のご案内

問合せ・申込先

さくら保育園 ☎049-299-3906



保護者の疾病などの緊急の保育需要や保護者の育児の心身の負担を軽減するため、保育園を利用していない児童を一時的に保育園でお預かりいたします。

このような時にご利用いただけます！

非定型的保育

- 保護者の労働や職業訓練又は、就学などで家庭での継続的な保育が困難となる児童を平均週3日程度を目安としてお預かりします。
(概ねひと月あたり12日までとします。)

緊急保育

- 保護者の疾病(通院を含む、診療の時間のみ)災害、事故、出産(※)、看護、冠婚葬祭など社会的にやむをえない事情により緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる児童を1か月を超えない範囲でお預かりします。

(出産による利用の場合のみ)

妊娠初期(～4ヶ月)、中期(5～7ヶ月)、後期(8ヶ月～)、
産後(～2ヶ月まで)、各期間それぞれ1か月、お預かりします。

育児リフレッシュ保育

- 保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消する等の私的理由により、一時的に保育が必要な児童に対し、
1日6時間以内で月4回を限度にお預かりします。

里帰り出産

- 川島町に実家があり、出産のために里帰りをしている間、上のお子様を1か月を超えない範囲でお預かりします。

介 護

- 保護者が町内に居住している親族の介護のため帰省していて、その介護のため保育が困難となる児童を1か月を超えない範囲でお預かりします。

(特別の事情により上記期間を超える場合はご相談ください)

★対象児童 満1歳（但し、離乳食完了児）から小学校就学前までの児童
 ※発育の状態によってはお預かりできない場合もあります。保育園窓口でご相談ください。
 また、障がいがある児童についてはご相談ください。

★定員 10人程度まで（年齢によってお預かり人数は変わります）

★実施曜日 月曜日から土曜日（日曜日・祝・祭日及び12/29～1/3は休業）

★保育時間 午前8時30分から午後5時までのうち必要な時間
 （土曜日は、8時30分から12時30分まで）

★利用料 ①1日利用：児童1人あたり 2,400円（食事代含む）
 ②2時間単位の利用：児童1人あたり 600円
 （必要に応じ食事代 150円別途かかります）
 ※幼児教育・保育の無償化の対象となる方は、利用料の領収書を川島町子育て支援課へ提出してください。後日、保護者の方へ返金されます。

★実施施設 さくら保育園 ☎049-299-3906 川島町大字上伊草2000-1
 ※都合により、けやき保育園になる場合があります。

★持ち物 面接時には、母子健康手帳・健康保険証をお持ちください。

保育利用日の持ち物

1	着替え(下着も含め3組)	5	バスタオル (午睡をする場合)	9	おしぼり (容器に入れる)
2	おむつ (使用児の場合7組)	6	使い慣れた水筒 (日常飲んでいる飲料水)	10	食事用エプロン
3	フェイスタオル(1枚)	7	おしりふき		
4	汚れ物入れビニール袋 (1枚)	8	ティッシュ(ボックス)		

(お預かりする年齢・時間等により用意していただくものが異なりますので面接時に確認をしてください)

★その他

- ① 朝の体温を測ってきてください。
- ② 持ち物にはすべて名前を書いてください。
- ③ 非定型的保育の場合は、他に持ち物があります。保育園に確認をしてください。
- ④ 児童の送迎の際には、身分を証明する物をご提示願いますので証明できるものをご持参ください。
- ⑤ 送迎者が保護者以外の場合は、事前に保護者の方がご連絡をください。

★お申込 利用日3日前までに、さくら保育園へ申し込んでください。

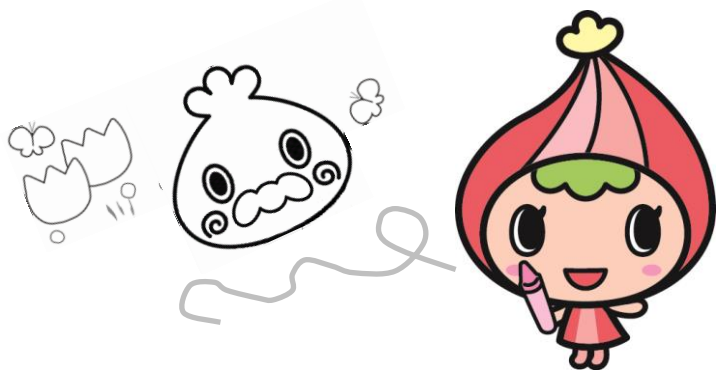
事前に面接を行います。(緊急保育を除く)



はじめてのご利用は、
2時間程度のお預かりをお願いしています。



川島町ホームページ



川島町マスコットキャラクター 「かわみん」